

千葉基礎セミナー講義ノート

2003年6月10日：ウルトラマン事件第4回

		原告	被告
前回課題	(1)	正当業務行為についての意見の相違について詰める	
	(2)	違法性阻却事由（正当業務行為・正当防衛・緊急避難）というような例外（損害を負わなくてもよい）が認められるのはなぜか？ （原告側は、ちらっと「生きにくい世の中になる」と言ったが・・・）	
(2)についての議論	<p>そもそも法律は、裁判の基準であるとともに人々が行動するときの基準である。人を殺せばどういう罪が課されるのか、飲酒運転をしたらどうなるのかなどを、私たちは法律を通して認識しているわけで、言ってみれば法律は私たちが生活する上での材料である。その法に例外がありすぎると、社会秩序の安定が保たれなくなる。「一般車も場合によっては赤信号で止まらなくてもいい」となれば、道路交通が成り立たないように。よって、違法性阻却事由は原則として認められない。では、例外が設けられているのはなぜか。もし例外がなければ、前回出た死刑執行や急患の手術はもちろん、妊娠中絶も殺人罪になる。世の中の物事が全て法律できちまち決められるかといったらそうではない。法律でははかれない領域が少なからず存在しており、そこまで法が介入すると社会全体が萎縮してしまう。そういったことを防ぐために、違法性阻却事由という例外が認められている。</p>		<p>たとえば正当防衛のように、誰かを助けるために存在するのであって、自分が助けてほしいときに助けてもらえない（損害賠償を負わせられたり罪を科されたりする）という状況が起きた場合、困る。 公務は国が認めていることであって、公務員は我々のために働いているのが前提であって（医者や公務員ではないが正しいことをやっているという意味では同じ）、普通では法律を犯してしまうようなことであっても、それを法律で違法としないことによって、たくさんの人を救うことができる。</p>
司会者によるまとめ	法律が生活の材料であって、例外がありすぎると社会秩序が乱れる。でも、法律でははかれない部分が存在する。		普通では法律を犯してしまうようなことであっても、それを法律で違法としないことによって、人を救うことができる。
千葉先生	違法性阻却事由にも、正当業務行為・正当防衛・緊急避難と3つある。どれについて論じているのか？		
回答	正当業務行為について論じている	正当防衛と正当業務行為について論じている	
千葉先生	もう1回、主張内容を説明してほしい		
主張			正当防衛は、誰かの権利が侵害されていることが前提で、その権利を取り戻すための不法行為を違法ではないとするために存在する。正当業務行為は誰かが違法行為をしていなくても、誰かを救うために法に触れるような行為をしても違法ではないとすることによって、よりたくさんの人を助けるために存在する。
司会者	正当防衛について、どのように主張するのか？		
千葉先生			誰かの権利が侵害されている場合に、正当防衛が認められないとすると、どうなるのか？
質問への回答	たとえば相手が殴りかかってきてそれに対抗するすべがなくてなすがままになったら、手を出した者勝ちという暴力社会になり、むちゃくちゃな世界になる。	通りかかった第三者とか、助けたいと思う人がいても、暴力に訴えることができず、みて見ぬ振りをしなければならず、自分も殴られる羽目になったり、むちゃくちゃな世界になる。	
正当防衛の位置づけ	正当防衛がなければ暴力社会になる。しかし、だからといって、殴ったら殴り返す（「目には目を、歯には歯を」）という社会はいいのか？こちらを原則にしないのはなぜ？		
	(1)	<p>正当防衛が例外である理由は、殴ったら殴り返すということ（仕返し）を認めているのではなく、自分・他人の権利を守るためだけに認められる、ということにある？</p> <p>正当防衛はどのような場合に認められるのか？ ・もっと危険がやってくることを防ぐため？</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・危険が差し迫っているという場合だけ？ ・我慢ができる限度だけ？ ・防衛本能に従う？
フロアでの議論	(2)	<p>殴られたからって殴り返すことが原則でない理由は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・收拾がつかなくなる？ ・単位が大きくなる？ ・紛争解決手段が暴力のみになる？ <p>(結論) 最後には、力の強い奴が勝ち、弱い者は負けるという世界になる。平等な社会ではなくなる。 =自分の権利が侵害されても、自力で救済してはいけない(自力救済の禁止)</p> <p>それでは権利が侵害された場合、どうすればいいのか？どのような仕組みがあればいいのか？ 警察制度、裁判制度(国家権力による権利救済) (具体的には・・・)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償請求権がビルの所有者にある、ということを確認してくれと、求めること(民事訴訟制度) ・損害賠償請求権を裁判所が認めてくれた場合に、相手方(ウルトラマン)が払ってくれないときのため、お金を取ってきてくれと求めること(民事執行制度)
司会者		本件についての結論は？(ハヤタは損害賠償責任を負うか？)
最終弁論		<p>ウルトラマンであるハヤタ隊員は、科特隊の隊員であり、怪獣を倒すことが任務である。しかし、怪獣との戦いに付随して起こったビルの倒壊についてまで正当業務行為だと言うことはできず、正当防衛と認められない(理由は前回参照)。したがって、ハヤタ隊員はビルの損害を賠償する義務を負う。</p> <p>怪獣の戦いに付随して起こっているということは、業務の範囲として認められる。怪獣が人ではないからといって、正当防衛が認められないというのはどういうことか？</p> <p>※民法上、怪獣という概念は存在せず、「人」(権利の主体：権利や義務の主体となれる)と「物」(権利の客体)という概念しか存在しない。怪獣は人(法人も含めて)ではありえない。</p>
次回以降の課題		ムラマツ隊長、国についての損害賠償について検討
補足	(1)	<p>原因において自由な行為とは？ ウルトラマンになったときに記憶がないとすると、ハヤタは損害賠償責任を負うといえるのか？ 薬物中毒者が行為をしているときの記憶がないのに、責任を問えるか？ 行為中には責任を負うことへの認識がないとしても、変身するとき・薬物を飲むときに意識がもうろうとなることを認識しているとするれば、責任を負うべきである、ということが「原因において自由な行為論」である。</p>
	(2)	<p>故意と過失について 民法の世界では、不注意があればお金を払わなければならない。わざとやった場合に額が大きくなることはあるが、いずれにせよお金を払わなければならない。 刑法の世界では、わざとやった場合にのみ刑罰が課される。過失については、例外的に罰せられる。</p>